

各県立学校長 様

教職員・福利課長

教職員に新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応等について（通知）

このことについて、下記のとおり対応することとしますので、教職員に周知するとともに、感染の拡大防止や必要な業務が継続できるよう準備をお願いします。

記

1 所属における感染の防止

所属執務室内の換気、教職員の手洗い、うがいの励行等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

2 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応

別添資料を参考に、保健所の指示に従って対応してください。

なお、別添資料は基本的な対応の流れを記載したものですので、これにより難しい場合は、所管保健所やそれぞれの問い合わせ先と協議してください。

別添 1 「教職員に新型コロナウイルス感染症の症状及び濃厚接触者並びに感染者が発生した場合のフロー」

別添 2 「教職員に新型コロナウイルス感染症の症状が発生した場合及び濃厚接触者が発生した場合の対応、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応」

※各段階において、人事主管課（高等学校課又は特別支援教育課）に報告してください。

3 新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備えた準備

教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合でも、所属の業務が停滞して学校運営に支障を及ぼさないよう、滞ってはならない業務を所属においてあらかじめ洗い出して、業務が継続できる体制の構築に努めてください。

また、教職員に在宅勤務を命じる場合も想定されるため、在宅において実施できる業務をあらかじめ確認・整理してください。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

人事企画担当 野崎・近森

TEL：088-821-4903 FAX：088-821-4725

教職員に新型コロナウイルス感染症の症状及び濃厚接触者並びに感染者が発生した場合のフロー

1 教職員に新型コロナウイルス感染症の症状が発生した場合及び濃厚接触者が発生した場合

1 (1) - 1 教職員に感染症の症状が発生した場合

- ① 所属長は、教職員に発熱等の症状が発生した場合は、「新型コロナウイルス健康相談センター」に相談のうえ、PCR 検査を受けるよう助言する
- ② 所属長は、教職員から PCR 検査を受けたことの報告を受ける

1 (1) - 2 (1)-1 以外の教職員に濃厚接触者が発生した場合

- ① 所属教職員が濃厚接触者であることが判明
- ② 所属長は、濃厚接触者と接触のあったその他の所属教職員の健康状態を把握

③ 所属長は、所属における感染防止対策を徹底

1 (2) (1)の教職員が感染者となった場合に備えた準備

- ④ 所属長は「対策チーム」を設置し、(1)の教職員が感染者となった場合に備え、想定される「濃厚接触者」の確認作業や業務継続に向けた体制を検討

2 教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

2 (1) 感染の把握

● <チェックリスト> 県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合と同様の対応

- ① 所属長は、教職員本人、又は保健所から感染の連絡を受ける
- ② 所属長が県教委へ感染者発生 の報告を行い、対策チームメンバーを集める
- ③ 所属長は、保健所から今後の対応について、指示を受ける
- ④ 所属長は対策チームを設置する
- ⑤ 臨時職員会を開催し、対策チームで決定した対応や役割分担を教職員で共有する
- ⑥ 児童生徒及び保護者への説明や対応
- ⑦ 保健所の聞き取り調査への対応
- ⑧ 感染者の担当する教室やよく使用していた場所、共有の道具等を消毒する

2 (2) 濃厚接触者の確認【保健所の調査に協力】

- ⑨ 保健所が、感染者本人に発症後の他者との接触状況を聞き取り
- ⑩ 所属長は、保健所の指示に従い、所属教職員から感染者との接触状況を聞き取り
- ⑪ 所属長は、⑩に基づき接触者リストを作成(出勤状況や感染者との接触状況等を記載)し、保健所に提出するとともに、保健所の指示に従い、必要な資料を準備・作成
- ⑫ 所属教職員は、「濃厚接触者」が判明するまでは、できる限り所属で待機
- ⑬ 保健所が感染者本人及び関係者からの聞き取り(接触者リスト)をもとに「濃厚接触者」を判定
- ⑭ 所属長は、保健所の判定に従って所属教職員に、自宅待機の指導や業務の再開を指示

2 (3) 「濃厚接触者」の確定・対応

● 所属教職員が「濃厚接触者と判定」された場合は、「1 (1)-2」へ

2 (4) 所属執務室内の消毒の実施・業務再開

- ⑮ 濃厚接触者に該当しない教職員により、所属執務室内の消毒作業を行い業務を再開

2 (5) 業務の継続

- ⑯ 学校運営に支障が生じないように業務を継続

1 教職員に新型コロナウイルス感染症の症状が発生した場合及び濃厚接触者が発生した場合の対応
【共通】

○感染者が発生した場合は、保健所の指示に従って対応してください。 ○感染者のプライバシー保護に努めてください。
○各段階において、人事主管課に報告してください。
○所属長が不在、又は濃厚接触者の場合は、所属長が指定する副校長や教頭等と読みかえてください。

| 段階 | 発生した事象・所属における対応 | 留意点 |
|-----------------------------------|--|--|
| (1)-1 教職員に感染症の症状が発生した場合 | <p>①所属長は、教職員に発熱等の症状が発生した場合は、「新型コロナウイルス健康相談センター」に相談のうえPCR検査を受けるよう助言する</p> <p>②所属長は、教職員からPCR検査を受けたことの報告を受ける</p> <p>③所属長は、所属における感染防止対策を徹底</p> | <p>PCR検査を受けることになった教職員は、管理職に連絡 →出勤困難休暇(通知1(3)) 等</p> <p>○休暇や在宅勤務等に関する取扱い【通知】 「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について(通知)」 (令和2年3月5日付け教育長通知、令和2年4月6日付け一部改正)</p> |
| (1)-2 (1)-1以外の教職員に濃厚接触者が発生した場合 | <p>①所属教職員が濃厚接触者であることが判明 →自宅待機を指導(感染者と最後に接触した日から2週間) →保健所の指示によりPCR検査を受ける</p> <p>②所属長は、濃厚接触者と接触のあったその他の所属教職員の健康状態を把握 →発熱等の症状がなければ、勤務を継続 ※特に濃厚接触者と密接な接触があった場合は、濃厚接触者の検査結果が出るまでは、授業をしない →発熱等の症状があれば、「新型コロナウイルス健康相談センター」に相談し、場合によってはPCR検査を受ける</p> <p>③所属長は、所属における感染防止対策を徹底</p> | <p>○出勤ではなく、在宅を基本とする 教職員の症状の有無により次のとおり対応 ※発熱等の風邪症状 あり → 出勤困難休暇(通知1(3)) 等 なし → 在宅勤務(通知2(1)) 又は年次有給休暇</p> |
| (2) (1)の教職員が感染者となった場合に備えた準備 | <p>④所属長は「対策チーム」を設置し、(1)の教職員が感染者となった場合に備え、想定される「濃厚接触者」の確認作業や業務継続に向けた体制を検討 ※対策チームは、管理職や各関係部長等で構成 <【別紙1】のフロー図④を参照></p> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; text-align: center;"> <p>PCR検査により感染者が発生した場合は、 < 2 教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応 > ^</p> </div> | <p>【対策チームの役割分担】 総括:校長(保健所・県教委との連絡窓口、報道対応) 補佐:副校長・教頭(校長の補佐、保健所に提出する書類の準備や接触者リスト(別紙3)の作成) 委員:分掌の長など</p> <p>【業務継続に向けた体制の検討】 (1)教職員本人のみが自宅待機(又は入院等)となる場合 (2)数名が自宅待機となる場合 (3)所属教職員のほとんどが自宅待機となる場合</p> |

2 教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応

| 段階 | 発生した事象・所属における対応 | 留意点 |
|--------------|--|---|
| (1) 感染の把握 | <div style="background-color: #000080; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; text-align: center;"> <チェックリスト（別紙2）> 県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合と同様の対応とする。 </div> <p>①所属長は、教職員本人、又は保健所から感染の連絡を受ける。 ②所属長が県教委へ感染者発生報告を行い、対策チームメンバーを集める。 ③所属長は、保健所から今後の対応について、指示を受ける。 ④所属長は対策チームを設置する。 ⑤臨時職員会を開催し、対策チームで決定した対応や役割分担を教職員で共有する。 ⑥児童生徒及び保護者への説明や対応 ⑦保健所の聞き取り調査への対応 ⑧感染者の担当する教室やよく使用していた場所、共有の道具等を消毒する。</p> <p>※ 所属教職員は、外部との接触を禁止</p> | <p>陽性反応が出た連絡を受けた時点で、教育活動を停止 ○保健所や対策チームの指示により行動</p> <p>感染者は出勤困難休暇（通知1(1)） 所属教職員にあらためて感染防止対策を周知徹底</p> <p>○感染が疑われる場所の出入りを禁止（出入口に「貼り紙」をする等） ○感染が疑われる場所以外にいる来客者は速やかに退出させる ○窓口業務がある場合は一時中止 ○来客者に対しては、再開予定など状況を周知 ○出入りを禁止する期間は、保健所による「濃厚接触者」の判定が終わり、感染が疑われる場所の消毒が完了するまで（通常1日程度で終了）</p> |

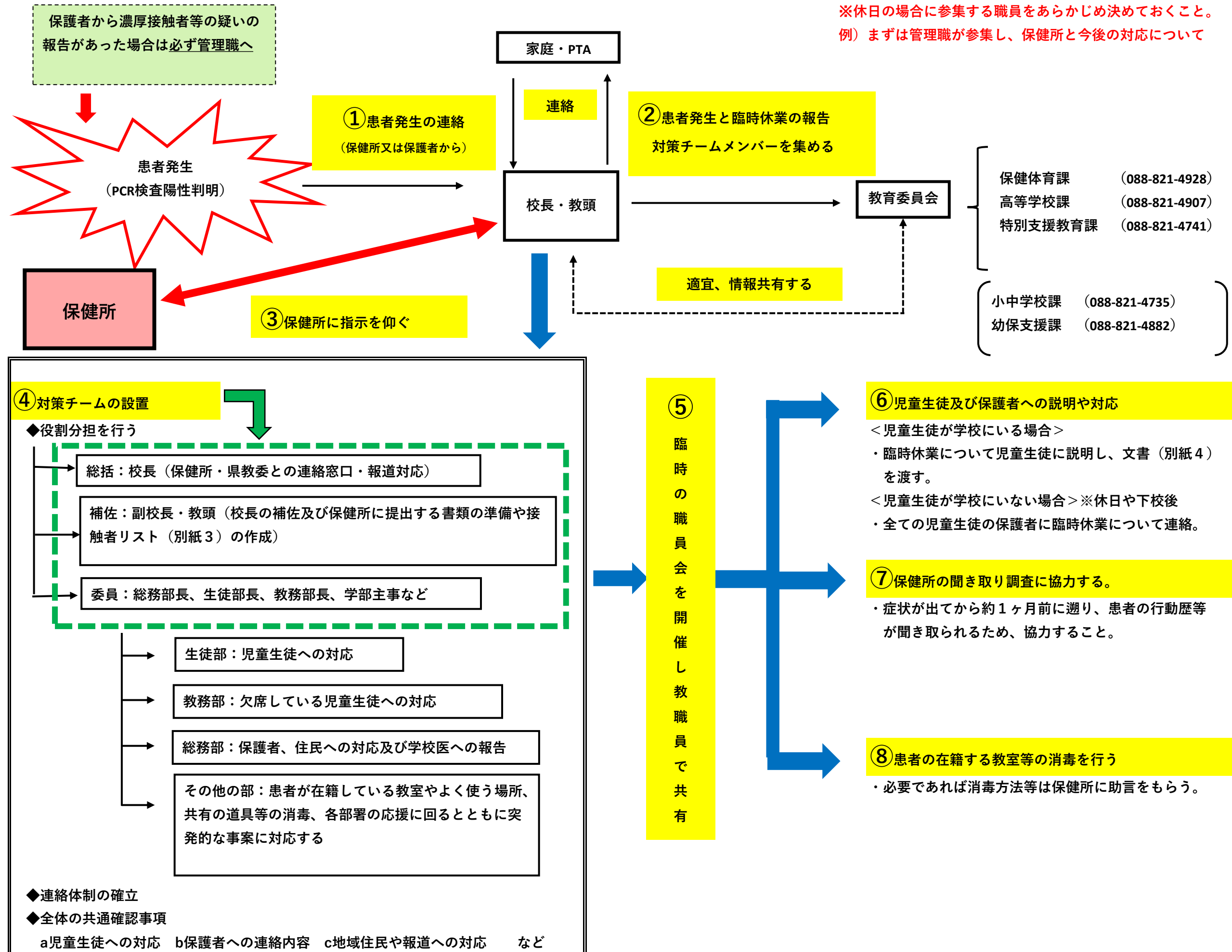
| 段階 | 発生した事象・所属における対応 | 留意点 |
|--|--|---|
| (2) 濃厚接触者の確認 【保健所の調査に協力】 | <p>⑨保健所が、感染者本人に発症後の他者との接触状況を聞き取り ⑩所属長は、保健所の指示に従い、所属教職員から感染者との接触状況を聞き取り</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】濃厚接触者 必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。 （厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）</p> </div> <p>⑪所属長は、⑩に基づき接触者リストを作成（出勤状況や感染者との接触状況等を記載）し、保健所に提出するとともに、保健所の指示に従い、必要な資料を準備・作成</p> <p>⑫所属教職員は、「濃厚接触者」が判明するまでは、できる限り所属で待機 ⑬保健所が感染者本人及び関係者からの聞き取り（接触者リスト）をもとに「濃厚接触者」を判定 ⑭所属長は、保健所の判定に従って所属教職員に、自宅待機の指導や業務の再開を指示</p> | <p>【聞き取り対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した教職員の行動範囲によるが、少なくとも接触した可能性のある所属教職員全員に実施 <p>【想定される聞き取り項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状発現前後の感染者との接触状況（接触時間、頻度、接触時のマスク着用の有無） ・感染者に関する情報（職場以外も含めた接触状況） ・現在の症状の有無 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用 ・「3密」にならないよう注意 ・教職員数が多い場合は、管理職等が手分けして聞き取りすることも可 ・聞き取りが翌日までかかる場合は保健所と協議 →別添「様式 接触者リスト」参照 <p>配席図、行動予定表、時間割表、校舎配置図など</p> <p>○所属教職員は、濃厚接触の確認に関する聞き取りが終わるまでは、トイレなどのやむを得ない場合を除き、所属長が指示する場所で待機 ○電話対応やデスクワークなど、所属長が指示する場所でできる業務は継続可</p> |
| (3) 「濃厚接触者」の確定・対応 | <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; text-align: center;"> <p>所属教職員が「濃厚接触者と判定」された場合は、 < 1 教職員に新型コロナウイルス感染症の症状が発生し</p> </div> | <p>○濃厚接触者に該当する教職員 →1(1)-2に基づき対応</p> <p>○濃厚接触者に該当しない教職員 →⑮により業務を再開</p> |

| 段階 | 発生した事象・所属における対応 | 留意点 |
|--------------------------|--|---|
| (4) 所属執務室内の消毒の実施・業務再開 | <p>⑮濃厚接触者に該当しない教職員により、所属執務室内の消毒作業を行い業務を再開</p> <div data-bbox="459 437 2172 590" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（4/7国立感染症研究所）： 高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○消毒の実施に当たっては、保健所の指示に従うこと ○基本は「換気」、それに加え、感染者が触っていそうなところを、消毒用アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）により清拭 |
| (5) 業務の継続 | ⑯学校運営に支障が生じないように業務を継続 | <ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者や感染者が多数発生し、出勤可能な教職員が少なく、事前に検討した体制では対応できず、学校運営への著しい支障が生じる状況も想定される ○その場合は人事主管課と協議を行う |

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

| No | 所属等 | 職名 | 氏名 | 症状の有無 | マスク着用 | 接触状況 | 備考 |
|----|-------|----------|-------|-------------|-------|--|---|
| 1 | 学級担任 | 教諭 | 〇〇 〇〇 | 無 | ○ | ・対象生徒の学級担任 ・対象生徒と頻りに面談 | ・検温状況 4/2(36.5)、・・・・・・ ・健康状況：特に問題なし。 |
| 2 | 部活動顧問 | 教諭 | 〇〇 〇〇 | 有 (咳・微熱) | × | ・対象生徒の部活動顧問。4/1に〇〇大会があり、自家用車で大秋引率(9:00～12:30)。部活動(4/3～4/5)を行う。 | ・検温状況： ・健康状況： |
| 3 | 外部指導者 | 運動部活動指導員 | | 無 | × | ・部活動指導員として、4/3～4/5の放課後に指導。 | ・検温状況： ・健康状況： |
| 4 | 外部講師 | 学習支援員 | | 無 | ○ | ・対象生徒を4/3の放課後にマンツーマンで英語の指導。(16:00～17:00) | ・検温状況： ・健康状況： |
| 5 | 2-3H | 生徒 | △△ △△ | 無 | × | ・対象生徒のクラスメート。昼食を一緒に食べることが多い。(4/3～4/5) ・部活動(バドミントン)での活動も一緒。 | ・検温状況： ・健康状況： |
| 6 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 7 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 8 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 9 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 10 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 11 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 12 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |
| 13 | | | | | | | ・検温状況： ・健康状況： |

【別紙1】 <フロー図> 県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応（※詳細は別紙2を参照）



<チェックリスト>

県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

※患者発生時に対応する保健所は患者の住所地を所管する保健所である。例)佐川町在住なら中央西保健所

①保健所、又は保護者から患者発生の連絡を受ける

- 連絡を受けた職員は校長へ電話をつなぐ(不在の場合は副校長か教頭へつなぐ)。
- 保護者からの連絡を受けた場合は、校長が改めて保健所に連絡し内容を確認する。

②校長が県教委へ患者発生と臨時休業の報告を行い、対策チームメンバー(総括、補佐、委員)を集める。

- ※必要があれば県教委に人的・物的支援の協力を要請する。
- ※患者が発生した日から1週間程度休校とする(期間は接触者調査や検査結果等により短縮・延長する場合がある)
- 県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について(元高保体第852号)を参照すること。

③校長が保健所に今後についてどのように動けばよいか指示を受ける。

- 保健所が学校に来ることができるかどうか確認する。来る場合は、いつ頃到着するか確認しておく。
- <保健所が来ることができる場合>
 - ※保健所から児童生徒を待機させておくように要請された場合は可能な限り協力する。その際、待機させる児童生徒の範囲について確認する(当該患者在籍の学級のみか、学年のみか、同じ部活動に所属する生徒も含むか等)。
 - ※すぐに来ることができない場合は、児童生徒に感染予防策(マスク着用、会話を控える、密集して帰らない等)をとった上で帰宅させ、自宅待機を指導する。
- <保健所が来ることができない場合>
 - ※業務の状況により保健所が来ることができないことも想定される。その際は電話で連絡を密に取り合いに対応すること。
 - 準備しておく資料(校舎見取り図、時間割表、行事予定表、配席図、空調の位置)等を確認する。
 - 当該患者の行動歴について、どこまで遡って把握しておけばよいか確認する。
 - ※現時点では症状が出てから約1ヶ月遡って調査する場合が多いが、保健所の指示に従うこと。

④対策チームを設置する。

- ※休日の場合は参集する職員をあらかじめ決めておくこと。
- 例)まずは管理職が参集し、保健所と今後の対応について確認した後に、集める職員を決める、等。

- 役割分担を行う
 - 例)生徒部:児童生徒への対応
 - 教務部:欠席している児童生徒への対応
 - 総務部:保護者、住民への対応及び学校医への報告
 - 副校長・教頭:①保健所から待機を要請された児童生徒について、接触者リスト(別紙3)を作成する。
 - 教職員が知り得る範囲で患者との接触の程度を記入する。その際、⑦の「学校における活動状況」を参照すること。
 - ②保健所に提出する書類の準備
 - 例)校舎見取り図、配席図、空調の位置、時間割表、行事予定表等
 - その他の部:各部署の応援に回るとともに、突発的な事案に対応する。
 - 患者の在籍している教室やよく使用していた場所、共有の道具等の消毒を行う。
 - ※患者との関係性から濃厚接触者であろうとみなされる教職員は別室で待機させる。

- 連絡体制の確立
 - ・保健所とのやり取りは基本的に校長が行う(窓口の一本化)※連絡先は携帯番号も伝えておくこと。

全体の共通確認事項

- a 児童生徒への対応について・・・⑥参照
- b 保護者への連絡内容について

- ・臨時休業についての説明。
- ・保護者から患者の個人情報(報道で発表されていないような氏名や学年等)について聞かれた場合は、教えることができないことを説明する。

- ・濃厚接触者については保健所から連絡があることを説明する。
- ・学校再開の時期については学校のホームページに掲載するので確認を依頼する。
- ・関係機関等と連絡することがあるため、学校への問い合わせは控えてもらうよう依頼する。(必要時には文書やホームページでお知らせすることを説明する)
- c 地域住民又は報道からの問い合わせへの対応について
 - 報道発表前:現在保健所による接触者調査が行われており、詳しいことは伝えることができないと説明。
 - 報道発表後:発表されている内容(県教委が学校に伝える)しか答えることができないことを説明。
 - ※報道発表は県や市が定期的に行っている。午前中に検査結果が判明した場合はその日の夕方頃に、午後
 - に判明した場合は翌日発表される。保護者の了承が得られれば、学校名を公表する場合がある。
 - いずれの場合も、個人情報の適正な取扱い及び管理を徹底すること。
- d 保護者会について
 - 保護者会は大勢が一堂に集まることで感染拡大につながる恐れがあることから、原則として開催しないこととする(人数や状況によって学校の判断で開催することは可)。

⑤臨時の職員会を開催し、対策チームで決定した対応や役割分担を教職員で共有する。

- 授業中であれば換気をする、会話を控える等の感染予防策をとった上で自習とし、職員を集める。
 - ※一部の教員は児童生徒の見守りとして残るようにする。
 - ※患者との関係性から濃厚接触者であろうとみなされる教職員は別室で待機させる。
- 感染予防策(マスク着用、換気を行う等)をとった上で集まる。

⑥児童生徒及び保護者への説明や対応

- <児童生徒が学校にいる場合>
 - 臨時休業についての文書(別紙4)を全ての児童生徒に渡し、説明を行う。また、患者のプライバシー保護を徹底することを指導する。
 - ※保健所の要請により、濃厚接触者の疑いがある児童生徒を待機させる場合がある。保健所が到着するまで時間がかかるようであれば、今後、保健所から濃厚接触者と特定された場合は連絡が入り、PCR検査を受けるようになること等を説明する。また、待機の場合は感染予防策(マスク着用、換気をする等)をとること。
 - ※待機以外の児童生徒は保護者へ連絡が付き次第帰宅させる。その際帰宅後の自宅待機を指導する。
 - ※保護者に連絡が取れない場合は、文書を持たせて帰宅させる。
 - ※欠席している児童生徒へは電話連絡を行い、臨時休業について説明する。
 - <児童生徒が学校にいない場合>※休日や下校後
 - 全ての児童生徒の保護者に臨時休業について連絡し、自宅待機を指導する。また、患者のプライバシー保護を徹底することを指導する。
 - ※今後、保健所から濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受けるようになることを説明する。

⑦保健所の聞き取り調査への対応

- 聞き取り調査への協力
 - 症状が出てから約1ヶ月前に遡り、以下のような患者の行動歴等が聞き取られるため協力すること。
 - ・発病までの健康状態:咳や倦怠感などの症状がいつ頃から出ているか。
 - ・出席(出勤)状況
 - ・学校における活動状況
 - ※授業・選択授業・学級及び学校行事・部活動・児童生徒会活動・クラス内の友人関係・特別教室、図書室や食堂等の利用状況
- 待機中の児童生徒は聞き取り調査が終わり、保護者に連絡が付き次第、帰宅させる。その際、帰宅後の自宅待機を必ず指導する。
- 濃厚接触者となった者は、2週間の自宅待機、PCR検査等の説明を保健所から受ける。

⑧患者の在籍する教室やよく使用していた場所、共有の道具等を消毒する。

- 必要であれば消毒方法等は保健所に助言をもらうこと。